

社会福祉法人太良町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太良町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第21条の規定に基づく役員報酬及び費用弁償の額、定款第8条の規定に基づく評議員の費用弁償の額、各種委員会等の委員等の費用弁償の額並びにその支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員（会長、その他の理事、監事）
- (2) 評議員
- (3) 会長が委嘱又は依頼した各種委員会等の委員等

(報 酬)

第3条 第1条に規定する役員報酬の額は、別表1のとおりとする。

- 2 前号の規定にかかわらず、一般職及び特別職の地方公務員並びに本会職員には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 第1条に規定する費用弁償の額は、別表2のとおりとする。

- 2 役員等が、本会の職務のために旅行をしたときは、本会役職員等旅費規程（平成26年12月1日施行）により、旅費を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般職及び特別職の地方公務員並びに本会職員には、費用を弁償しない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人太良町社会福祉協議会役員等の旅費規程（平成17年4月1日施行）は廃止する。

別表1

区 分	役員報酬の額	摘 要
会 長	月額 20,000円	
その他の理事及び監事	日額 4,000円	会議等に出席した場合
監 事	日額 10,000円	監査を行った場合

別表2

区 分	費用弁償の額	旅費の額
会 長	日額 2,100円	太良町副町長の受ける旅費額
その他の理事及び監事	日額 2,100円	太良町副町長の受ける旅費額
評議員	日額 2,100円	太良町行政職3級職員の旅費額
各種委員会等の委員等	日額 2,100円	太良町行政職3級職員の旅費額